

半田市人にやさしいまちづくり推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者や障がい者をはじめ市民のすべてが住みよく、行動しやすい環境の整備及び改善を効果的に推進するため、人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 人にやさしいまちづくり基本計画策定に関する事項
- (2) 人にやさしいまちづくりの整備を推進する事項
- (3) 人にやさしいまちづくりの啓発に関する事項
- (4) 人にやさしいまちづくりの整備事業の調整に関する事項
- (5) その他、人にやさしいまちづくり環境の整備に関して必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長に建設部長、副委員長に福祉部長を充て、委員は市長が命ずる職員をもって充てる。

(作業部会)

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、補助機関として、人にやさしいまちづくり推進作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、市長が職員のうちから命じた部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 作業部会は、第2条の事項について調査研究し、委員会に報告する。

4 部会長は、会務を統括し、部会を主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運 営)

第5条 委員会及び部会は、委員長及び部会長が招集する。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて関係職員、関係団体等の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、事務局において処理し、事務局は、建設部建築課におく。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。